

昭和四十九年運輸省令第二十四号

国土交通省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第十九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、運輸省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

（帳簿）

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号。以下「法」という。）第三十一条第三項において準用する同条第一項の帳簿には、第一種特定化学物質（法第二条第二項の第一種特定化学物質をいう。以下同じ。）を使用する事業所ごとに、第一種特定化学物質の使用数量及び保管数量を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、第一種特定化学物質を使用する事業所ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について記載を終了していなければならない。

3 第一項の帳簿は、その閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。

（報告）

第二条 法第二十六条第一項の届出をした者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度における第一種特定化学物質を使用する事業所ごとの第一種特定化学物質の月別使用数量及び月別保管数量を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（身分証明書）

第三条 国土交通大臣がその職員に携帯させる法第四十四条第四項の証明書は、別記様式によるものとする。

附則

1 この省令は、昭和四十九年六月十日から施行する。

2 第二条の規定は、昭和四十九年四月一日以後に開始する事業年度における特定化学物質の使用数量及び保管数量に係る報告から適用する。

附則（昭和六十二年三月二十四日運輸省令第二十四号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年一月二十九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一六年六月二三日国土交通省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年三月二五日国土交通省令第一六号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

別記様式（第3条関係）

別記様式（第3条関係）

(表)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第33条第2項又は第3項の規定による立入検査等を行う職員の身分証明書

第 号

職名  
氏名

年 月 日生  
年 月 日交付

国土交通大臣 印

押出スタンプ

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜粋

(立入検査等)  
第33条 (第1項略)  
2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、届出使用者又は第26条第1項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は証拠のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を取去ることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第22条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は証拠のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を取去ることができる。

4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。(第5項から第8項まで略)

9 第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び取去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。  
四 第33条第1項から第3項までの規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。  
(第一号及び第二号略)  
三 第43条第3号、第44条又は前条 各本条の罰金刑